

小規模・中小企業の皆様へ～お気軽にご相談ください！！

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰り対策支援として運転資金や返済条件の変更等のご相談をお受けします

秘密厳守

新型コロナウイルス感染症影響対策支援 「個別金融相談会(1日公庫)」

日本政策金融公庫による個別相談会を開催します！

～事業資金に関するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談下さい～

一部地域における緊急事態宣言が解除されたものの、依然として新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の中小企業・小規模事業者の経営はかつてないほど厳しい状況にさらされています。

特に金融面においては、自粛意識の高まりにより売上等の改善がなかなか見られず、返済条件の緩和・変更（経営難による返済元金の減額・猶予の手続き等）の相談が多くなっております。

この様なことから、商工会では日本政策金融公庫のコロナウイルス特別貸付・セーフティネット貸付などの金融支援制度の有効活用とともに、経営改善(事業再生)支援を強化し、会員企業の返済条件の変更（返済元金の減額・猶予）や経営改善計画書の作成指導・金融機関との交渉等の金融支援を行っています。

その一環として昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症影響対策支援『個別金融相談会（1日公庫）』を開催します。

運転資金・設備資金や返済条件の見直し等条件変更をご希望の方はお気軽にご相談下さい。

なお、相談には事前予約が必要ですので、
お早目に商工会(経営指導員)へお申込み下さい！！



★こんなときは～
金融公庫へ相談！！

①コロナ禍による売り上げ減少に伴う運転資金（仕入決済や諸経費支払資金）の手当てのために・・・

②営業車や機械の入替えを考えているが・・・

③コロナ禍での生産縮小・活動自粛により売上が減少して現在の返済が厳しい・・・

●一人で悩まず相談することから、きっと解決策が見つかります！

※商工会では、金融とともに、財務内容改善のための中小企業診断士等の専門家による指導も行っています。



■日 時：令和3年4月26日（月）13:00～17:00

■会 場：村松商工会 相談室

■相談内容：（1）事業資金(運転・設備)のお申込みについて
（2）既存借入金の返済に係る条件変更等
資金繰りについて
（3）経営改善計画の作成について

■応 対 者：日本政策金融公庫の融資担当職員が、きめ細かな対応で
ご相談に応じます。

■申込先：村松商工会へお申込み下さい。（要事前予約）

※書類等準備の都合により、4月20日(火)迄にお申込み願います。

◇村松商工会 / ☎0250-58-2201 FAX0250-58-8409